

(付記)

1. 統計資料は四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。
2. 本書における近畿は、特に断りのない限り、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県の2府4県を指す。また、大阪市内の地域分類(都心部、北東部、東部、南部、西部臨海部)は、Ⅲ部2章末ページ参照。
3. 人口は、特に断りのない限り、各年の10月1日現在の値。
4. 本書の対象は民営事業所であり、特に断りのない限り、公営事業所は含まない(Ⅱ部5章における「公共サービス」に該当する事業所も、民営事業所のみ対象)。
5. 本書では、2012年と16年の「経済センサス－活動調査」及び09年と14年の「経済センサス－基礎調査」の結果を使用している。「経済センサス」はこれまで実施されてきた「事業所・企業統計調査」、「商業統計調査」、「工業統計調査」を統合する調査として新たに創設されたが、調査手法と産業・業種の種類が従来の調査と異なるため、「経済センサス」とそれ以前の統計表との時系列比較には注意を要する。また、16年の「経済センサス－活動調査」の値はすべて速報値。
6. 12年の「経済センサス－活動調査」において、売上(収入)金額、費用等の経理事項は11年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は12年2月1日現在の数値としているが、本書では経理事項は11年、経理事項以外の事項は12年と表記している。同様に、14年の「経済センサス－基礎調査」と「商業統計調査」において、経理事項は13年1年間、経理事項以外の事項は14年7月1日現在の数値としているが、本書では経理事項は13年、経理事項以外の事項は14年と表記している。
7. 14年の「経済センサス－基礎調査」における売上(収入)金額は、全ての事業所(企業等)の数値が得られないため、一部のみ集計している。また、売上金額は、一部の産業においては、事業所単位の把握ができないことから、本書では総務省による地域別集計結果である参考表「全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算値」を用いている。
8. 「経済センサス」の事業所数について、“事業所内容等不詳を含まない数値”を用いている。
9. 製造業について、Ⅱ部1章では、「経済センサス－活動調査」の「産業横断的集計」と「産業別集計(製造業、産業編)」のうち、「工業統計調査」との時系列比較を可能とするため、「産業別集計(製造業、産業編)」を中心に用いている。その他、大阪府が公表している「平成24年経済センサス－活動調査結果(産業別集計製造業編)」を用いている。Ⅱ部1章以外では、事業所数、従業者数は上記統計表を使い分けて掲載している。また、09年と14年の「経済センサス－基礎調査」による一部の値は、「管理、補助的経済活動を行う事業所」を含んでおり、使い分けて掲載している。
なお、「産業別集計(製造業、産業編)」は①管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと、②製造品目別に出荷額が得られた事業所を集計対象としているため、「産業横断的集計」の結果と異なることに注意を要する。
10. 卸売業と小売業について、「経済センサス－活動調査」の「産業横断的集計」と、「産業別集計(卸売業、小売業、産業編)」を使い分けて掲載している。また、09年と14年の「経済センサス－基礎調査」による一部の値は、「管理、補助的経済活動を行う事業所」を含んでおり、使い分けて掲載している。
なお、「産業別集計(卸売業、小売業、産業編)」の集計対象は、①管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと、②「事業別売上(収入)金額」の「商業」に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所を集計対象としているため、「産業横断的集計」の結果と異なることに注意を要する。
11. サービス業の分類(ビジネス支援型サービス業、生活支援型サービス業、公共サービス業の3分類等)と定義は、Ⅱ部5章末ページ参照。